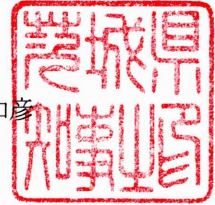




検 第 3 7 9 号
令和 8 年 7 月 2 1 日

(株) イワナカコーポレーション
代表取締役 岩中 賢次 殿

茨城県知事 大井川 和彦



解体工事業の登録について（通知）

令和 8 年 7 月 3 日付けで申請のあった標記については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号。以下「法」という。）第 2 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり登録したので通知します。

記

- 1 登録番号 茨城県知事（登－8）第 1 3 7 2 号
- 2 登録の有効期限 令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 2 2 日 から
令和 1 3 年（2 0 3 1 年）7 月 2 1 日 まで
- 3 登録の更新を行う場合の期限 令和 1 3 年（2 0 3 1 年）6 月 2 1 日
- 4 留意事項
 - （1） この登録は、茨城県内において、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項に規定する許可を受けていない方が、解体工事業を営むためのものです。
 - （2） あなたが、建設業法別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた場合には、この登録は法第 2 1 条第 5 項の規定により効力を失います。なお、その場合には、解体工事業に係る登録等に関する省令（平成 1 3 年国土交通省令第 9 2 号）第 1 条の規定により、茨城県知事に通知願います。
 - （3） この登録の有効期間は5 年間であり、登録の更新を希望される場合には、登録の更新を行う場合の期限までに更新申請をすることが必要です。なお、登録の更新を行う場合の期限が過ぎると新規申請扱いとなります。
 - （4） この通知書は登録の有効期限まで保存願います。